

「2014年 LEC全日本社労士公開模試 第2回」から  
第46回社労士試験【択一式】厚年法 問8-Bの出題が**的中**しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU14711 p.37]

<第2回 択一式 厚年法 問4-E>

E 特定期間とは、当該特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として国民年金の第3号被保険者であった期間をいうが、そのような期間であっても、平成20年4月1日前の期間は特定期間に算入されない。

(解答 ○ 法78条の14第1項かつこ書、平16法附則49条)

本試験出題はこうでした！

第46回 社労士試験 問題  
【択一式】 厚生年金保険法 【問8-B】

B 分割の対象となる特定期間とは、特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として国民年金の第3号被保険者であった期間をいい、平成20年4月1日前の期間を含まない。

(解答 ○ )

的中!